

受付期間7月4日（金）～8月1日（金）

平和公園合葬式樹木葬墓地の使用募集

平和公園合葬式樹木葬墓地の使用者を募集します。合葬式樹木葬墓地は、普通墓地や芝生墓地と異なり、お墓のシンボルツリーとなる樹木の下にカロート（納骨室）を設置し、一つのカロートに焼骨を共同で埋蔵する形態の墓地です。承継の心配もありません（戒名、墓誌などの表示はありません）。焼骨は、骨壺から納骨袋に入れ替えて埋蔵します。



納骨方法 ①お預かりした焼骨を納骨袋に移したうえでカロートへ埋蔵します。（通常納骨）

②焼骨を粉状に加工し、納骨袋へ移したうえで埋蔵します。（粉状納骨）

申込対象 市内に1年以上（申込区分◎は1年以内でも可）継続して居住しており、現在、桜木霊園・平和公園の普通墓地、芝生墓地、林間墓地の使用許可を受けていない方（申込区分◎を除く）

詳しくは、[平和公園樹木葬](#)

使用料 ①1体6万円、②1体4万円
*施設の維持管理費を含む

申込方法 7月4日（金）～8月1日（金）消印有効。申し込みのしおり（7月4日（金）から、平和公園管理事務所、桜木霊園管理事務所、生活衛生課、区役所総務課で配布）に添付の申込書を、〒265-0066若葉区多部田町1492-2平和公園管理事務所へ郵送または持参。電子申請も可（7月4日（金）8:30～8月1日（金）17:00受信分まで有効）。

使用者の決定 9月13日（土）9:30～11:30、市役所2階XL会議室で公開抽選（結果は全員に通知）。

申込区分・募集数・申込資格

申込区分		納骨方法	募集数	申込資格	
焼骨をお持ちの方*1	A1体分	①	80枠（80体）	申込者と焼骨との続柄が配偶者、2親等内の血族、または千葉県パートナーシップ宣誓をしている方	
		②	20枠（20体）		
	B2体分（2体分または1体分と申込者本人）	①	145枠（290体）		
	B2体分	②	30枠（60体）		
	C市営墓地返還と生前予約1体もしくは2体分*2	①	各20体		
C市営墓地返還	①	50体	現在、市営霊園（桜木霊園・平和公園）の普通墓地、芝生墓地、林間墓地の使用方で、使用中の墓地を返還すること		
	②	20体			
生前に申し込む方	D1体分	75歳以上*3 75歳未満*4	①	各40枠（各40体）	申込者本人が使用すること
	E2体分		①	30枠（60体）	申込者本人が使用し、申込者と一緒に埋蔵される方との続柄が配偶者、2親等内の血族、または千葉県パートナーシップ宣誓をしている方（申込者と一緒に埋蔵される方は、市外在住でも可）

*1 祭祀を主宰する方が申し込めます。なお、分骨での申し込みはできません。焼骨との続柄が配偶者、2親等内の血族、および千葉県パートナーシップ宣誓をしている方に存命者がいない場合は、ご相談ください。

*2 生前予約については、申込者本人が使用すること。生前予約2体分の場合は申込者と一緒に埋蔵される方との続柄が配偶者または2親等内の血族、または千葉県パートナーシップ宣誓をしている方（申込者と一緒に埋蔵される方は、市外在住でも可）

*3 1951年（昭和26年）4月1日以前生まれ

*4 1951年（昭和26年）4月2日以降生まれ

☎平和公園管理事務所 ☎228-2057 FAX228-4266

国民年金保険料の免除

国民年金は、国内に住む20歳以上60歳未満の方が保険料を納め、原則65歳から受け取れる公的年金です。万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金にも、保険料が充てられています。



納付が困難な方は免除制度などの利用を

国民年金保険料の支払いをせず未納のままにしておくと、将来、老齢基礎年金などを受け取れない可能性があります。

失業や経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料の納付が免除・猶予となる、保険料免除制度や納付猶予制度（50歳未満）があります。

申請は、申請時点の2年1カ月前までさかのぼって行えます。

申請方法 申請書（ホームページから印刷。区役所、年金事務所でも配布）に必要書類を添付して郵送。マイナポータルからの電子申請、直接持参も可。

申請先や必要書類など詳しくは、[千葉市 国民年金保険料免除](#)

☎千葉年金事務所（中央・若葉・緑区）☎242-6320

幕張年金事務所（花見川・稲毛・美浜区）☎212-8621

区役所市民総合窓口課

中央 ☎221-2133 FAX221-2680 花見川 ☎275-6278 FAX275-6371

稲毛 ☎284-6121 FAX284-6190 若葉 ☎233-8133 FAX233-8164

緑 ☎292-8121 FAX292-8160 美浜 ☎270-3133 FAX270-3196

生ごみ分解処理容器のモニター募集

各家庭で出る生ごみの減量に取り組むため、生ごみ分解処理容器「ミニ・キエーロ」を使って生ごみを処理し、使用後にアンケートに回答していただける方を募集します。子どもの夏休みの自由研究にもおすすめです。ミニ・キエーロは、説明会で配布します。



詳しくは、[千葉市 ミニ・キエーロ](#)

説明会 ☎7月26日（土）13:30～14:30、28日（月）14:30～15:30のいずれか1回

☎市役所

対象 ①市内在住の小学生と保護者、②市内在住で小学生以外の方

定員 ①60組、②50人
*1世帯につき1組まで

備考 ミニ・キエーロは生ごみを分解するものであり、堆肥化を目的としたものではありません。

申込方法 7月11日（金）までに電子申請で。

☎廃棄物対策課 ☎245-5236 FAX245-5624